

新十津川町産後ケア事業



出産後1年未満のお母さんと乳児を対象に、お母さんが安心して子育てができるよう産後の体調管理と育児をサポートする「産後ケア事業」を実施します。「夜中の授乳で睡眠不足のため休息したい」「授乳の仕方を詳しく教えてほしい」など、一人で悩まずにまずはご相談ください。

R8.4.1～

種類	利用期間	場所	利用時間	上限回数	利用料金	食事代
宿泊型A	出産を伴う入院から継続して宿泊	砂川市立病院	原則午前10時から翌日午前10時まで	1泊を1回としてAとB合わせて7回	1泊当たり1,000円 ※1泊増えるごとに1,000円追加	別途実費負担 ※生活保護世帯の方も別途実費負担
宿泊型B	退院後に宿泊 生後4か月まで					
通所型B (ロング)	生後4か月まで		平日午前9時30分から午後3時30分までの6時間以内	2回	1回 500円	
通所型A (ショート)	出産後1年未満まで		平日(木曜除く) 午後1時から午後4時までの3時間以内	4回	1回 500円	
訪問型		自宅 (助産師が訪問します)	平日午前9時から午後6時までの間の最大1時間30分以内 (移動時間は含まない。)	10回	1回 500円	

※生活保護世帯の方は利用料無料

産後ケアの内容

- ①お母さんの体や心のケア、休息
- ②乳房ケアと相談
- ③授乳や沐浴など育児に関する相談
- ※食事の提供(実費負担)は、宿泊型A・Bと通所型B(ロング)のみ

問合せ 保健福祉課 健康推進グループ
☎0125-72-2000

利用の流れ

①相談・申込

②利用決定

③利用予約

④利用日の
報告

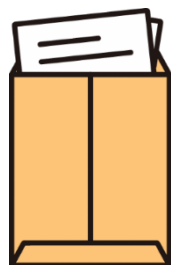
⑤利用票の
交付

⑥産後ケア
の利用

宿泊型
通所型

妊娠届出時または、妊娠中期面談時（妊娠7か月頃）、産後ケア事業利用申請書をお渡しします。希望者は必要事項を記載の上、保健福祉課健康推進グループに提出してください。

※宿泊型Bを利用する方は、利用を希望する2週間前までに病院の予約が必要なため、3週間前までに申請書を提出してください。



産後ケア事業利用決定通知書を交付します。

ご自身で砂川市立病院3階西病棟（0125-54-2131）に連絡をし、予約を行います。

保健福祉課健康推進グループ（0125-72-2000）に電話後、訪問看護ステーションぴぴ（0125-74-6011）に連絡をし、予約を行います。



予約後、保健福祉課健康推進グループに利用日をお知らせください。



産後ケア事業利用票を交付します。



利用票を病院等に提出し、ケアを受けます。利用料は直接お支払いください。

宿泊型A・B

通所型B（ロング）

通所型A（ショート）

持ち物

利用票、利用決定通知書、母子健康手帳、診察券、マイナ保険証、洗面用具（タオル類）、下着（必要時母乳パットやナプキン）、箸、コップ、赤ちゃんのおしり拭き、普段使用している哺乳瓶（ミルクは病院で用意）
☆お母さんのパジャマは病院で用意します。
☆1か月以上の赤ちゃんはベビー服、おむつをお持ちください。

利用票、利用決定通知書、母子健康手帳、診察券、汚れてもよいフェイスタオル3枚
☆1か月以上の赤ちゃんはベビー服、おむつをお持ちください。

その他

- ・利用を希望する方は、必ず事前に保健福祉課健康推進グループ（0125-72-2000）にご連絡ください。
- ・ご主人、パートナー、きょうだいの利用はできません。